

グループホームすみよしの指定更新について

1. グループホームすみよし・グループホームゆとりの現在の状況

○人員

- ・管理者を含め、2事業所を兼務する職員はなし。

○設備基準

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第93条第2項において、「居室、居間、食堂、台所、浴室、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。」とされている。このことに関し、「介護報酬の解説」には「1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。」と記されている。

グループホームすみよしとグループホームゆとりは、共用玄関から各グループホームへの入り口が完全に分かれており、浴室利用時間が重ならないようにすることで、共用の浴室を境に利用者が行き来することもなく、それぞれの独立した居住空間であることを担保している。

2. 介護保険事業運営協議会におけるご意見を受けて

○県の見解

市の判断により2事業所・各1ユニットで指定することについては、可とも不可ともできる。ただし、2事業所・各1ユニットずつとすることは、別法人の2事業所の場合に同様の形態で運営可能かも含め、今後の指定事務のことを考えると避けておく方がよいと思われる。

○他市の状況

近隣自治体に確認をしたところ、同様の申請があった場合、「2事業所・各1ユニットで指定しない」旨の回答があった。

3. 確認内容を踏まえ

今後、本市が指定する事業所と同一の法人で同様の申請を近隣自治体にされた場合に対応に違いが生じる。また、第2回介護保険事業運営協議会におけるご意見のとおり、同様の申請があると指定せざるを得なくなる。

以上のことから、1事業所・2ユニットとする事業所統合の手続きを早期に行うように、運営法人の代表者と協議した。

ただし、統合に関する法人内の調整や手続きに一定期間は必要と考え、今回、グループホームすみよしについては統合することを前提に1事業所・1ユニットで指定を行うこととする。